

中期目標

国立大学法人北海道大学

平成16年5月26日 提 示

国立大学法人北海道大学 中期目標

（前文）大学の基本的目標

北海道大学は大学院を中心とする研究主導型の基幹総合大学であり、その起源は明治9年（1876年）に誕生した日本で最初の近代的高等教育機関である札幌農学校に遡る。

実学を尊ぶリベラルな学園として出発した本学は、その後、東北帝国大学農科大学、北海道帝国大学を経て、昭和22年（1947年）の学制改革により北海道大学となったが、今般、平成16年（2004年）4月より、国立大学法人北海道大学として、新世紀における知の創成、伝承、実証の拠点たる大学の存在意義を厳しく自覚し、その在り方を不断の自己評価により見つめ、さらに自己改革を進める体制を整備するに至った。

北海道大学は、その長きにわたる歴史のなかで、「フロンティア精神」、「国際性の涵養」、「全人教育」そして「実学の重視」という四つの基本理念を一貫して掲げ、学問の自主、自由を培ってきた。すなわち、それぞれの時代の課題を受け止め新しい道を拓くこと、多様な世界に精神を開くこと、豊かな人間性と高い知性を兼ね備え、広い視野と高い識見を求めること、そして、常に社会と学術双方に向けられた旺盛な実証的探求心の重視である。

北海道大学はこれらの基本理念の今日的具體化を志向し、教育研究を通じて、人類の福祉、科学、文化及び産業の発展に寄与することを社会的使命とする。

この使命を達成するため、北海道大学は、教育においては専門教育とリベラルアーツの有機的調和に立脚しつつ、高度の専門性と高い倫理観を有し、様々な分野において活躍する指導的中核的人材を育成し、それにより日本及び世界の発展に貢献することを目指す。研究においては、自然、人間、社会に関する真理を探究し、知の創成、新たな価値の創造に務めるため、常にその活動を前進させる責務を負う。そして、社会貢献においては、開かれた大学として産業界、地域社会、国際社会との連携により、常に教育研究の成果を広く還元することに努めなければならない。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科及び附置研究所を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

（1）教育の成果に関する目標

北海道大学における教育は、その基本理念に基づき、高い倫理性を持って未踏の領域を開拓し、変化する社会に柔軟に対応し、実社会に専門的能力を生かし、世界の第一線で活躍できる人材の育成を目標とする。

この目標を達成するに当たり、研究主導型大学である北海道大学には、何よりもまず国際的競争に耐えうる高い水準の大学院課程が求められるが、同時に、北海道における唯一の国立総合大学としてのユニークな地位と教育的伝統を持つ優れた学士課程を、今後とも維持し発展させていかなければならない。そのために、学士課程と大学院課程における各々の教育の特質と目標を明らかにし、充実した教育課程の展開と不断の改善を目指す。

(i) 学士課程

学士課程においては、市民としての自覚を持って社会に参加すること、専門の基礎となる学問やコミュニケーションの方法を身に付けること、特定の専門分野を広い視野のもとに学ぶこと、を目指した教育を通じて、国際的に通用する高度な学問的素養を持ち、健全な市民としての的確な判断力とリーダーシップを発揮できる人材を育成するとともに、専門職業人として指導的立場に立ちうる人材の育成を目指す。

(ii) 大学院課程

大学院課程においては、研究主導型大学として世界的水準の研究を担うことのできる卓越した研究者を育成するとともに、基幹大学として社会に貢献しうる高度専門職業人の育成を目指す。

- ・ 修士課程においては、専攻分野における高度の知識や学芸を身に付けさせ、研究に参画する基盤的能力を持った人材を育成するとともに、社会に必要とされる高度な専門的能力を身に付けさせ、国際的にも活躍できる高度専門職業人を育成することを目標とする。
- ・ 博士（後期）課程においては、専攻分野における高度で、かつ最先端の知識や学芸を身に付けさせ、独立して研究を展開し、世界的水準の研究を担うことができる人材を育成するとともに、専門的職業能力の一層の高度化を目標とする。

(2) 教育内容等に関する目標

① アドミッション・ポリシーに関する基本方針

- ・ 北海道大学は、毎年すべての都道府県から入学者を受け入れている全国型の大学である。このことが、異なる地域的・文化的背景を持つ者同士の切磋琢磨を可能にし、望ましい教育的環境を作り出している。本学は、創立以来のこの伝統を今後とも維持し発展させ、全国各地のみならず、広く世界に人材を求める。
- ・ 北海道大学の教育目標に基づいた人材育成を行うため、学士課程教育を受けるにふさわしい学力を備えるとともに、向学心・創造力・倫理性に富み、論理的思考力とリーダーシップを持つ学生を受け入れることを目指し、諸種の資質と能力をはかる多様な選抜制度を通じて入学者を選抜する。

- ・ 大学院課程においては、北海道大学及び各研究科の教育目標を、研究者及び専門職業人として、より高度に達成することを目指し、これに適した能力、資質、適性、個性、意欲を持ち、深い進学動機を有する学部卒業者、留学生、社会人を多面的に選抜する。
- ・ 各種のメディアを活用した積極的な広報活動を通じ、これらのアドミッション・ポリシーを入学志望者・関係者に公表周知する。

②教育課程に関する基本方針

- ・ 北海道大学の教育に関する目標を達成するため、充実した教育課程の編成に努め、創造的かつ体系的な教育内容を提供する。
- ・ 全学教育においては、コアカリキュラムの精神に則り、バランスの取れた教育課程の編成に努める。
- ・ 学部教育においては、学部専門科目の充実を図るとともに、教養科目及び基礎科目との接続を深め、体系的な学部一貫教育の実施に努める。
- ・ 大学院教育においては、広い視野を持った、世界水準の研究能力を養成するため、共通授業等により研究科の枠を越えた教育・研究面での連携を図ることを含め、指導体制の一層の充実に努める。併せて、高度専門職業人育成のための教育課程の充実にも努める。

③教育方法に関する基本方針

- ・ 各学部・研究科における教育課程やそれぞれの授業の特性に適合した授業形態及び学習指導方法等を実施することを基本方針とする。
- ・ 授業方法の多様化により教育効果の向上を目指し、授業内容の改善を図るとともに、特に学生参加・少人数・体験型授業や、多様な社会経験・実地研修等の機会の拡充を図る。

④成績評価に関する基本方針

適切な成績評価は教育効果を上げるために不可欠であるとの認識に立ち、教員による厳格かつ公正な成績評価を行い、評価基準と成績分布を適切に公表することによって実効的な単位制を確立する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

①職員の配置に関する基本方針

北海道大学の教育に関する目標を達成するために必要な教員組織の整備・充実に努めるとともに、これを有機的に機能させるための教育支援体制を強化する。

②教育環境の整備に関する基本方針

- ・ キャンパスが学生の学習及び生活の場であり、多くの人々との触れあいや多様な経験、学問を通じて人間性が育まれることに鑑み、本学特有の優れた自然環境を有効に活用して、すべての学生にとって最良の学修環境を整える。
- ・ 教育施設設備を計画的に整備充実するとともに、情報基盤センターを中心にキャンパス全体の電子情報環境を整備する。また、附属図書館の教育支援・学術情報センター機能を強化する。

③教育の質の改善のためのシステムに関する方針

個々の教員による教育活動の評価を充実させるとともに、教育貢献を業績として重視する。また、各学部・研究科の組織としての教育活動を評価する。さらに、授業改善を目的とした適切な研修の推進を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

- ・ 学生の要望等を積極的に受け入れ、改善を図りつつ、入学から卒業・修了まで快適な大学生活を過ごさせるため、学生の自主活動を支援するとともに、奨学金等の経済的支援を強化する。
- ・ 社会の高度化、複雑化に伴い、入学してくる学生も多様化していることに鑑み、大学として、心身の健康、修学、就職等、多岐にわたる相談機能を充実・強化する。
- ・ 社会にそして世界に開かれた大学として、社会人及び留学生の学修環境の整備に努める。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ・ 北海道大学は、研究主導型の基幹総合大学として、あらゆる学問分野で世界的水準の競争に耐えうる研究を展開し、人文科学、社会科学及び自然科学それぞれの既存学問分野において国際的に高く評価される研究成果を示すとともに、先端的、学際的、また複合的な領域において、新しい時代の規範及び新規学問領域創生の萌芽となる研究を開拓する。
- ・ 北海道及び周辺寒冷地の自然環境、文化、産業、生活等に関わる地域性・公共性を重視した研究をこれまで以上に強化し、北海道、さらにはアジア、北方圏地域をはじめとする国際社会への貢献を図る。
- ・ 研究水準及びその成果について、適切な検証により不断の向上を図る体制を構築する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

学際的複合的な新規学問領域の創生と社会の急激な変化に対応した時代の要請に対する機動的な対応を常に念頭において、

- ・ 高度な研究の維持と一層の推進を可能にする柔軟な研究組織及び世界水準の研究環境、充実した支援基盤を整備するとともに、教員の流動化を促進する。
- ・ 組織としての研究活動及び個々の研究者による研究活動を厳正に評価するシステムを確立するとともに、そのシステムを研究の質的向上と改善にフィードバックしうる体制を構築する。
- ・ 研究活動より生じた知的財産について、これを適正に管理し、社会に還元するシステムを整備する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

社会連携，産学官連携，国際交流を実施する体制及び環境を整備し，関連事業を推進することにより，世界水準の研究を促進するとともに，教育研究成果の産業界，地域社会及び国際社会への還元を積極的に進める。

(2) 附属病院に関する目標

- ・ 教育，研究，診療のそれぞれの課題と役割を明確にしつつ，先端的医療を実践する拠点を形成する。
- ・ 医学部・歯学部への臨床医学教育，医学研究科・歯学研究科の学生に対する臨床研究を通して，全人的医療人の育成を目指す。また，本学の他研究科等や企業，官庁と連携し，高度先進医療の基盤となる研究や技術開発を促進し，その成果を日常の診療に還元する。一方で社会に開かれた病院とし，専門性の高い医療の実践，地域医療支援，市民への健康サービスを行う。これらの活動を実現するために，教育，研究，診療の各部署にそれぞれ専門性の高い優れた人材を配置するとともに，経営を効率化し，健全な病院経営を行う。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- ① 法令及び学内措置により設置する運営組織を効果的・機動的に運営するとともに，研究科等のボトムアップ機能に配慮することなどにより，戦略的かつ機動的なトップマネジメントを推進する。
- ② 研究科長等が，研究科等の実情に応じ，機動的かつ戦略的な研究科等の運営を行える体制を整備する。
- ③ 事務職員が教員と一体となって大学運営業務に従事する体制を確立するための基盤を整備する。
- ④ 限られた学内資源を効果的に活用し，教育研究の活性化等を図るため，その一部を留保し，総長のリーダーシップの下に，戦略的に配分するシステムを確立する。
- ⑤ 社会の知見を活かしつつ，戦略的かつ機動的な法人の経営を推進するため，学外の有識者・専門家を必要に応じて登用する。
- ⑥ 財務規律や業務運営の合理性等の確保に資するため，効率的な内部監査機能の充実を図る。
- ⑦ 社団法人国立大学協会の場合等を通じて，国立大学間の自主的な連携・協力を促進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

学術研究の動向や社会的ニーズ等を踏まえつつ，教育研究組織の見直しを行うシステムを確立し，成案が得られたものから逐次実施する。

3 人事の適正化に関する目標

- ① 組織の活性化を促進し，教育研究の質的向上を図るため，職員的能力・業績の適正な評価，柔軟な人事制度の構築及び教員の流動性や多様性の確保に関する方

策について検討し、成案が得られたものから逐次実施する。

- ② 優れた事務職員等を確保するため、公正な採用の仕組みの確立及び資質の向上等を図る方策を実施する。
- ③ 中長期的展望の下に、柔軟な教員編制システムの確立及び人件費総額の適切な管理を行うとともに、助手及び技術職員等の職種の在り方についての見直しを行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務組織の機能や編成を適宜見直し、機動的な事務組織編成になるようにするとともに、アウトソーシング等により、事務処理の簡素化・効率化を図る。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

外部資金その他の自己収入は、当該資金や収入を伴う事業の性格を勘案しつつ、その増加に努める。

2 経費の抑制に関する目標

管理的経費については、その実態を把握した上で、適切な方策を講じつつ、抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

資産は、その実態を常に把握しつつ、良好の状態において管理するとともに、資産保有の目的に応じて効果的・効率的な運用に努める。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

自己点検・評価を有効かつ効率的に行い、評価結果を公表するとともに大学運営の改善等に結びつけるシステムを確立する。

2 情報公開の推進に関する目標

国民に支えられる大学として社会に対する説明責任を果たすため、教育研究、組織運営など広範囲にわたる各種情報を広く公開・提供する。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- ① 北海道大学の施設長期計画を具現化し、教育研究の成果を上げるとともに、文化性や国際性に豊み、人と環境に優しいエコ・キャンパスを目指して、計画的な施設設備の整備に取り組む。
- ② 既存施設の使用実態の点検・評価に基づき、全学的な有効活用の促進を図る。
- ③ 教育研究のための良好な施設環境の保持と安全性の確保を図るため、予防的な

施設の維持管理体制を整備するとともに、資産価値の保全を図る。

- ④ 教育研究の目標を具現化するため、施設の自己点検・評価結果や社会的要請にも配慮しつつ、全学的かつ中長期的視点に立った着実な施設整備を行うことにより、必要となるスペース・機能の確保・充実に努める。

2 安全管理に関する目標

学生や職員の安全確保及び防災・防犯対策を強化するため、全学的な管理体制の充実・整備等必要な方策を推進する。

別表（学部，研究科等）

学 部	文 学 部 教 育 学 部 法 学 部 経 済 学 部 理 学 部 医 学 部 歯 学 部 薬 学 部 工 学 部 農 学 部 獣 医 学 部 水 産 学 部
研 究 科 等	文 学 研 究 科 教 育 学 研 究 科 法 学 研 究 科 経 済 学 研 究 科 理 学 研 究 科 医 学 研 究 科 歯 学 研 究 科 薬 学 研 究 科 工 学 研 究 科 農 学 研 究 科 獣 医 学 研 究 科 水 産 学 科 研 究 科 地 球 環 境 学 科 研 究 科 国 際 広 報 メ デ ィ ア 研 究 科 情 報 学 科 研 究 科
研 附 置 所	低 温 学 科 研 究 所 ※ 電 子 学 科 研 究 所 遺 伝 子 病 制 御 研 究 所
短 医 期 療 大 技 学 術 部	看 護 学 科 理 学 療 法 学 科 作 業 療 法 学 科 衛 生 技 術 学 科 診 療 放 射 線 技 術 学 科 専 攻 科 助 産 学 特 別 専 攻

※は全国共同利用の機能を有する附置研究所